

高岡市脱炭素社会実現に向けた チャレンジ新商品認定事業

令和5年11月に本市が脱炭素先行地域に選定されたことを受け、2030年度までのCO₂排出実質ゼロを一層推進するため、その目標達成に向けて市内企業が開発した新商品を本市が「チャレンジ新商品」に認定します。

脱炭素化に貢献する様々な商品をお待ちしております。

メリット

- ・市の機関等で用途が見込まれる場合には随意契約で購入することができます
- ・購入の有無にかかわらず、認定商品のPRを行います(例:県外でのイベントや市役所窓口にて)
(ただし、認定自体は新商品の購入を担保するものではありません。)

対象者

高岡市内に事業所を有する者(大企業を含む。)

対象商品

CO₂排出量を削減し、脱炭素化に効果があると認められるもので、以下の要件を全て満たす商品。

- ・商品化後、概ね3年以内のものであること
- ・市の機関において用途が見込まれるものであること
- ・商品を使用することにより、CO₂排出量が削減され、脱炭素への効果が客観的な指標により確認できるものであること

認定期間

5年間

(ただし、5年間を迎える前に令和12年度(2030年度)末日が到来する場合は令和12年度末日まで)

募集期間

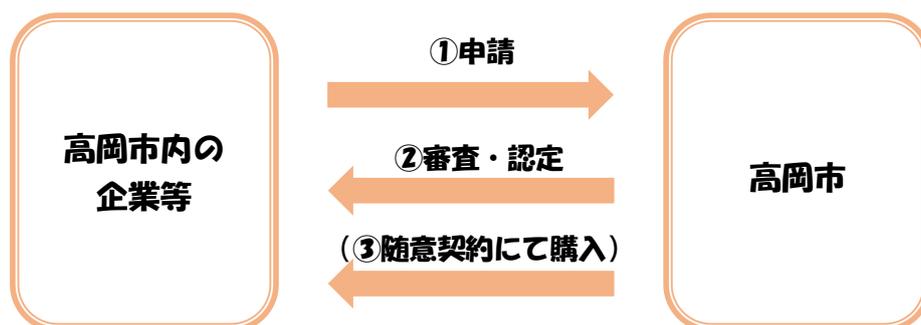
1次募集: 令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)

2次募集: 令和7年8月1日(金)～令和7年9月30日(火)



認定までの流れ

- ①認定申請書を高岡市産業企画課までご提出ください。
- ②高岡市において審査し、認定します。
(環境性や新規性、商品がもたらす効果、生産体制の確認等について審査します。)
- (③市の機関で用途が見込まれる場合には、随意契約で高岡市が優先的に購入します。)
※認定事業者及び認定商品は、市において発注見通しを調査後、公表します。
※購入契約前に契約内容を、購入後には契約相手方、金額等を公表します。



対象商品例

- 申請**対象**の商品
 - ・商品を使用することでCO₂排出量を削減できるもの
- 申請**対象外**の商品
 - ・商品の使用によってはCO₂排出量を削減できないもの
(製造や運搬等の過程でCO₂排出量が抑えられるもの、付帯設備など)
 - ・商品化後概ね3年以上経過したもの

申請書

申請書様式のダウンロードはこちらから。
(高岡市公式ホームページ)



【お問合せ先】

〒933-8601 高岡市広小路7番50号
高岡市産業企画課 新産業創出支援係

TEL 0766-20-1395 FAX 0766-20-1287 MAIL sangyo@city.takaoka.lg.jp

